

老朽危険空き家解体事業補助金のご案内

補助対象経費の2分の1(上限75万円)

空き家の管理不全が原因となって、隣家が壊れたり、通行人などがケガをした場合、所有者や相続人などは損害賠償請求を負う可能性があります。

倒壊の危険性がある特定空家等へは解体に対し補助しますので、早期の改善をお願いします。

補助要件

建築物

市内に所在する特定空家等であること

戸建住宅(延べ面積の2分の1以上が居住用)であること

対象経費

敷地内の全ての建築物、工作物及び立木等を解体、撤去及び処分するための解体工事であること

解体工事の許可を得た者による解体工事であること

家財道具の撤去、運搬及び処分に要する経費は除く

対象者

個人であること

所有者又はその相続人(以下、「所有者等」)であること

所有者等の全員が東御市税を滞納していないこと

所有者等が複数ある場合は、その全てが解体に同意していること

所有者等の全員が基準以下の収入金額又は所得金額であること

解体後の敷地を適切に管理すること

補助金手続きの流れ

